

《税・社会保障改革シリーズ No.17》

2014年4月14日
No.2014-004

法人実効税率引き下げにおける 議論のポイント

— 議論を法人税の枠内にとどめず、抜本改革に着手せよ —

調査部 研究員 立岡健二郎

《要 点》

- ◆ 法人税改革の議論が進められている。焦点とされているのは、諸外国よりなお高い法人実効税率の引き下げであり、政府は6月に策定する新成長戦略に法人税改革を盛り込む方針を示している。本レポートでは、実効税率引き下げに向けた議論のポイントとあるべき方向性について整理する。
- ◆ 第1のポイントは、政策目的を明確にし、それに合致した実効税率を引き下げることである。実効税率には、注目が集まる「法定実効税率」の他、「平均実効税率」、「限界実効税率」の3つがある。それぞれ、企業行動に与える影響が異なり、主に「利益の帰属先」、「立地」、「投資水準」に影響する。それらの実効税率を引き下げるために必要な政策措置も異なる。現在の議論は、こうした目的設定が必ずしも明確ではない。
- ◆ 第2のポイントは、財源確保の具体的方策である。

その具体的論点として、1つ目に、政策税制の見直しがある。これらは租税原則に反するにもかかわらず、適切な検証が不十分であるとの批判がなされている。十分な検証のうえ、効果が認められなければ縮減・廃止すべきであろう。

2つ目に、中小法人への適切な課税である。わが国では、税負担能力を有するにもかかわらず、納税を意図的に回避する法人が非上場の中小企業を中心にあるほか、資本金1億円以下を基準とした一律の支援策にも疑問が呈されている。中小法人の課税の在り方については、実態を明らかにし、必要に応じ見直しを図るべきであろう。

3つ目に、欠損金の繰越控除制度の見直しである。この制度は2012年度に変更されて間もなく、影響の検証も十分とは言えない。理論的にも制度の見直しを積極的に支持できる根拠が見出しにくい。単なる財源探しであってはならない。

最後に、経済成長による税収増である。法定税率を下げたにもかかわらず、対GDP比の法人税収が増加するという現象が法人税のパラドックスとして知られており、それに期待する声も少なくない。しかし、現時点では、税率引き下げが税収増を引き起こしたのか否かは実証的に明らかにされておらず、2020年度の基礎的財政収支黒字化という差し迫った目標があることも踏まえれば、過度な期待を寄せることには慎重

であるべきだろう。本件に関しては、法人税改革をはじめとする成長戦略全体のなかで考えることが重要である。

- ◆ 議論の第3のポイントは、議論の範囲を国税における法人税という狭い枠組みに初めから狭めるべきではないということである。

まず、地方における法人課税の見直しに正面から向き合わねばならない。わが国の実効税率が諸外国と比べて高い原因は、地方法人2税の高さにある。法人所得課税は不安定かつ偏在性も高いほか、法人課税への依存は住民の受益と負担の意識を希薄化させる。よって、実効税率引き下げにあたっては、地方分を優先的に引き下げるのが望ましい。

次に、企業負担を社会保険料の事業主負担を含め包括的に捉えることである。わが国の立地競争力や企業の国際競争力に影響するのは、雇用主の社会保険料負担や法人所得課税以外の税負担も含めた総合的な負担率であろう。
- ◆ 法人実効税率引き下げにあたっては、企業の新陳代謝を促し、経済を活性化させるという本来の趣旨に即した、広範、かつ掘り下げた議論が求められる。今回の法人税改革の議論を起点とした、より抜本的な税制改革への着手が期待される。

本件に関するご照会は、調査部・研究員・立岡健二郎宛にお願いいたします。

Tel: 03-6833-5343

Mail: tatsuoka.kenjiro@jri.co.jp

1. はじめに

2014年1月22日、安倍晋三首相は、ダボス会議において「さらなる法人税改革に着手する」ことを公約した。これを受けて、自民党税制調査会は法人税改革の議論を開始する方針を決定、2月13日から政府税制調査会でも議論が進められている。議論の焦点とされているのは、諸外国よりなお高水準にある法人実効税率の引き下げである。政府は6月に策定する新成長戦略に法人税改革を盛り込む方針を示している。

では、どのような議論が望まれているのだろうか。以下では、実効税率引き下げに向けた議論のポイントとあるべき方向性について整理する。

2. 議論におけるポイント

(1) 法人実効税率とは何か

法人実効税率引き下げを巡る議論の第1のポイントは、政策目的を明確に定めることにあろう。 実効税率には、注目が集まる法定実効税率の他、平均実効税率、限界実効税率の3つがある。それぞれ企業行動に及ぼす影響が異なると考えられており¹、それらの違いを踏まえたうえで、政策目的に沿った実効税率を引き下げることが重要である。 以下、それぞれの税率とそれが及ぼす影響について整理しよう（図表1）。

まず、法定実効税率とは、基本的に法人税（国税）と法人事業税・住民税（地方税）の税率を合計したものである²。税法上認められる様々な控除措置などの影響が加味されていないため、「実効税率」というより「表面税率に近い概念といえる。この税率は多国籍企業がどの国に利益を集中・帰属させるかという「利益の帰属先」の決定に影響する。よって、引き下げの効果としては、海外子会社からの配当等が増える、または企業の租税回避のインセンティブが抑制されるといったことが考えられる。

次に、平均実効税率とは、企業利益に課せられる実質的な税負担を測るものである。 減価償却制度や租税特別措置といった税法上の措置による影響も加味される³。平均実効税率については、多国籍企業が自国で生産・輸出するか、海外で生産するのであればどの国で生産するかという「企業の立地」の選択に影響する。したがって、引き下げによって国内企業の海外移転が抑制される、あるいは海外企業からの直接投資が増えるなどの効果が期待される。

さらに、限界実効税率とは、わが国を拠点とする企業が追加的な投資をおこなった際、その収益に課せられる税率である。 これは、平均実効税率と同様、企業の実質的な税負担を示す税率である。この税率は、多国籍企業が当該国でどの程度投資するかという「企業の投資水準」の決定に影響するため、税率を引き下げればそれによって投資が追加的に増えると考えられる。

では、どのような場合にこれら3つの税率は変化するのだろうか。まず、表面税率を下げる場合、程度の差はあるものの、いずれの税率も下がることになる。次に、減価償却制度を変更し償却ペー

¹ 以下の記述では、主に、Auerbach, Devereux and Simpson [2007]や鈴木[2010]を参考にした。

² ただし、法人税における法人事業税の損金算入は考慮される。

³ 平均実効税率には、forward-looking と backward-looking という2つの概念がある。前者は、企業が新規に投資した際、その利益に今後どの程度の税負担が課せられるのかを示すもので、仮想的に算出される。後者は、過去の投資から得られた収益に対してどの程度の税負担が課せられたのかを測るもので、法人税・地方法人2税等の合計を税引き前利益で除すことにより算出される。

は変わらないが、平均実効税率、限界実効税率はともに下がる。その際、限界実効税率の下げ幅は平均実効税率より大きくなる。さらに、表面税率を下げ、その財源を投資減税などの縮小で賄った場合、法定実効税率は下がり、平均実効税率は不変、限界実効税率は、場合にもよるが、基本的に上がるという結果になると考えられる。このように、どのような政策手段を講じるかによってそれぞれの実効税率に与える影響が異なる。法定実効税率のみに注目が集まりがちであるが、いずれの実効税率を引き下げることがわが国の政策目的に合致するのかを改めて確認する必要がある。

(図表1) 実効税率の種類、および、企業の意思決定に与える影響

税率の種類	概要	企業の意思決定への影響
法定実効税率	法人税、地方法人2税の税率の合計 ^(注) 。表面税率に近似	「利益の帰属先」に影響
平均実効税率	企業の利益全体に対する実質的税負担率	「企業の立地」に影響
限界実効税率	追加的な投資収益に対する実質的税負担率	「投資水準」に影響

(資料) 日本総合研究所作成

(注) 法人税における法人事業税の損金算入については考慮されている。

(2) 財源をいかに確保するか

第2の議論のポイントは、財源確保の具体的方策である。現在、政府内で検討されている主な選択肢とそのメリット・デメリットなどは次のように整理される。

① 政策税制の整理合理化

まず、租税特別措置(租特)や地方税における税負担軽減措置といった政策税制の見直しである。これに関しては、実効税率の引き下げの議論の有無にかかわらず、徹底的な整理合理化が求められる。

政策税制とは、ある政策目的を実現するために特定の業種・企業を税制上優遇するものである。法人税関連の租特に限れば、その政策目的は多岐にわたり、研究開発税制や投資減税といった企業支援から、沖縄や離島の地域振興、土地収用、育児支援、二重課税の調整、環境保全などがある。法人税関連の租特、および税負担軽減措置による純減収額の試算値(2011年度)は、それぞれ1.2兆円、1.1兆円に達する(立岡[2014])。こうした政策税制は、基本的に公平・中立・簡素という租税原則から逸脱したものであり、それゆえにその政策目的が合理的であることはもちろん、その効果が検証・確認されることによってはじめてその正当性が認められるべきものとされる。

もともと、現状は、政策目的や政策効果に関する検証が十分になされないままに継続・延長され、減収が毀損されているような状況である。税制上意義の有するものも含まれていることから、一律の廃止を前提とした議論は望ましくはないものの、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」などを活用して厳しい検証が加えられたうえで、効果が認められなければ廃止・縮減が検討されるべきである。さらに、特定の業界を支援する措置については、古くに創設されたものが多く、

政策目的の今日的意義を確認する必要もあろう。政策税制の整理合理化は、税率引き下げのための財源確保という目的を超えて、より効率的な法人税制を構築するうえで不可欠である。

②中小法人への適切な課税

次に、中小法人への適切な課税である。わが国では、法人が税負担能力を有するにもかかわらず、それに応じた課税が徹底されていないケースがあり、これは、とりわけ非上場の中小企業について指摘されている。例えば、中小企業では、経営者本人に加え、その家族に従業員として給与を支払い、それを損金に計上することができるが、給与を実態以上に多く支払うことによって、意図的に法人税を減らす、あるいは免れるといったケースがあるとされる。加えて、経営者やその家族には個人所得税の段階で給与所得控除が認められることから、企業利益にかかる税金をトータルとして抑えることができるとされる。

こうした節税策は、税収面や課税の公平性の観点で問題となるばかりか、当該企業が適切な内部留保を蓄積するインセンティブを弱め、リーマンショックのような外部環境の変化に脆弱になるとともに、更なる成長に向けた投資を抑制する恐れもある。

さらに、中小企業に対しては、こうした節税策に加え、法人税の軽減税率など中小企業向けの租特が少なからず認められている⁴。しかし、中小法人のなかには多額の所得や資産を有する企業も存在しており、資本金1億円以下という基準をもとにした現行の中小企業支援には疑問も投げかけられている。中小法人に対する課税の在り方については、実態を明らかにし、必要に応じ見直しを図るべきであろう。これも財源確保を超えた重要な論点である。

③欠損金繰越控除の見直し

さらに、欠損金の繰越控除制度の見直しである。欠損金の繰越控除制度は、企業がある事業年度に赤字（欠損金）を出した場合、その額を次年度以降に繰り越して黒字から差し引くことができる制度である。その見直しによる財源確保が政府・与党内では有力視されているものの、単なる財源探しとはならない。

第一に、欠損金の繰越控除制度は2012年度に変更されたばかりであり、その影響の検証はまだ十分ではなく、度重なる制度変更による企業の事務負担への影響も考慮しなければならない。

2011年度税制改正では、企業からの要望に応える形で諸外国に比べて短かった繰越期間を7年から9年に延長する一方、同時に予定されていた法人税率引き下げによる減収が見込まれるなか、中小企業を除いて欠損金の繰越控除限度額が控除前の所得金額の80%に制限されることになった。このように欠損金の繰越控除制度の見直しが俎上に載せられる背景には、法人税を納めていない法人が全体の7割に上っており、なかでも欠損金の繰越控除を利用して所得がゼロになった法人の割合が高いことがあった（図表2）。欠損金の繰越控除制度によって課税ベースが浸食され、一部の黒字企業に税負担が集中していることが問題視されていたと考えられる。

もっとも、こうした問題点には是正の兆しもみえる。繰越控除限度額の制限が始まった2012年度における統計をみると、欠損金の繰越控除で所得がゼロになった法人の割合こそ約3割と、2011年度から大きな変化はみられないものの（図表3上段）、欠損金繰越控除の金額については、課税所得

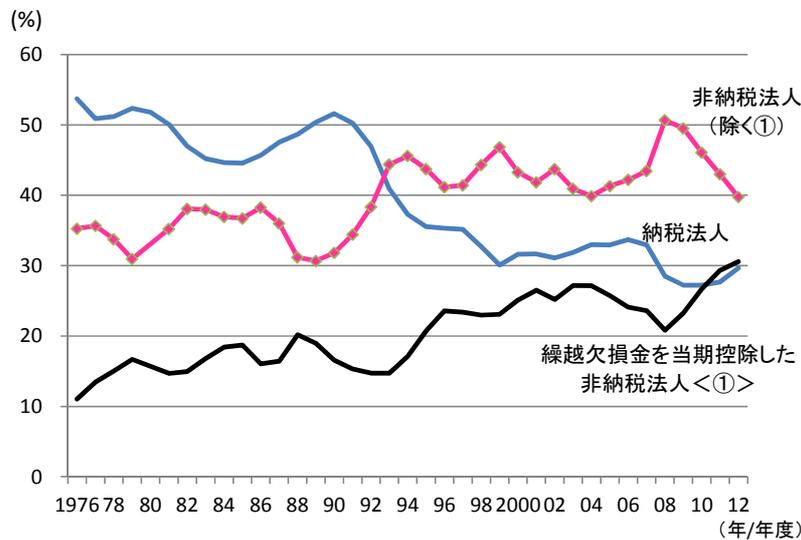
⁴ 中小企業向け法人税関連租特による減収額は5,400億円（立岡[2014]）。ただし、この中には特別償却など純粋な減税とは言えないものも含まれる。

対比で見ると 22.2%から 17.6%に低下している（図表3 下段）。これは、例えば、ドイツ並みであり、英国をやや上回る水準である。課税ベースの浸食については、前述した中小企業の節税策や、より根本的には、諸外国と比べて見劣りするわが国の企業収益率にも目を向けなければならない。

第二に、理論的にも欠損金の繰越控除制度の見直しを積極的に支持する根拠を見出しにくい。

まず、租税法の一般的な解釈では、欠損金の繰越控除には税務上の意義が認められている。事業年度は人為的に設けられた期間であり、ある年度に生じた欠損金をその後の事業年度の利益と通算することは事業年度間の課税の公平性や中立性に適っているとされるためである。さらに、経済学的にみても、欠損金の繰越控除を縮小することは、起業や新規事業などのリスクテイクに対するインセンティブを阻害する恐れがある。法定実効税率を引き下げするために、こうしたリスクテイクのインセンティブが低下するのでは、法人税改革のそもそもの目的が分からなくなりがねない。

(図表2) わが国における納税法人・非納税法人の割合



(資料) 国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」「会社標本調査」をもとに
日本総合研究所作成
(注1) 納税(非納税)法人とは、厳密には課税所得がある(ない)法人を意味する。
(注2) 2005年までは年ベース。それ以降は年度ベース。1980年はデータが一部なし。

(図表3) 繰越欠損金控除による欠損法人と繰越欠損金控除額

	日本		米国	英国	ドイツ
	2012年度	2011年度	2010年	2011年度	2007年
黒字法人割合<(a)+(b)>	60%	57%	48%	n.a.	66%
繰越欠損金を控除して所得がゼロになった法人の割合(a)	30%	29%	18%	n.a.	22%
課税所得のある法人の割合(b)	30%	28%	30%	51%	44%
課税対象法人数(万)	253.5	257.9	167.1	182.7	87.6
課税所得(繰越欠損金控除前)(c)	49.5	43.6	1,183.2	185.4	149.9
繰越欠損金控除額(d)	8.7	9.7	161.8	28.4	26.0
繰越欠損金控除額の割合<(c)/(d)>	17.6%	22.2%	13.7%	15.3%	17.4%

(資料) 各国の税務統計をもとに日本総合研究所作成
(注1) 法人所得が法人段階ではなく、個人段階で課税されるような法人(例えば、米国のS法人など)は除く。
(注2) 金額の単位は、日本(兆円)、米国(10億ドル)、英国(10億ポンド)、ドイツ(10億ユーロ)。

④経済成長による税収増

最後に、経済成長による税収の自然増である。これに関しては、過度な期待を寄せることには慎重であるべきだろう。わが国では、2020年の基礎的財政収支黒字化という間近に迫った目標があることも忘れてはならない。

法人税率の引き下げによって経済全体が底上げされれば、その分税収が伸び、中長期的に減収分を取り戻せる——これは魅力的なシナリオである。実際、EU諸国のなかには、表面税率を引き下げたにもかかわらず、対GDP比でみた法人税収が増加した国が観察されており、法人税のパラドックスと呼ばれている。わが国でもこうした現象に期待する声も少なくない。

法人税のパラドックスが起きた要因に関しては、大きく2つの要因が指摘されている。すなわち、①課税ベースの拡大、②法人部門の利益拡大、である。①については、Devereux et al. (2004)やSorensen(2007)など多くの指摘があるものの、それだけではパラドックスを十分に説明できないとされている。②については、Piotrowska and Vanborren(2008)がパラドックスの主因に挙げており、Mooij and Nicodeme(2007)でも、税率引き下げによって個人形態に比べて相対的に有利になった法人形態を選択する事業体が増えたこと（法人成り）を指摘している。

ただし、法人部門の利益がなぜ拡大したのかについては特定されているとは言い難い面がある。例えば、法人部門の利益が拡大する要因には、法人成り以外にも、法人部門の収益率が上昇する、起業が増加する、あるいは海外からの所得移転が増える、といったことも考えられるが、そのうち、いずれの要素がより重要なのかについて総合的に分析した研究は見当たらない。仮に法人部門の利益拡大が法人部門の利益率上昇や起業の増加によってもたらされたのであれば、法人税収の増加は法人税率引き下げによって経済が活性化した結果であるといえるかもしれないが、法人成りであった場合には、税収増は単に個人から法人段階に所得が移転された結果に過ぎないことになる。

確かに、OECD(2008)など法人税に関する研究によると、法人所得課税は消費課税や資産課税といったその他の税目に比べて経済に及ぼす負の影響が大きいとされているほか、法人税率の引き下げによって対内直接投資が喚起されることが期待される。それらは実効税率引き下げの根拠の1つになっているものの、現時点では、法人税率の引き下げが経済成長にプラスに作用したとしても、それだけで税収増を引き起こすほどの効果があったのかについては実証的に明らかにされていない⁵。

本件に関しては、法人税率だけでなく成長戦略全体のなかで考えることが重要である。経済成長による税収増を実現するためには、法人税率の引き下げを規制改革・緩和をはじめとする様々な政策と組み合わせて実施することが不可欠といえよう。

以上みてきたように、税率引き下げの財源確保策としては、政策税制の整理合理化や中小企業への適切な課税は有力な選択肢になろう。これらは、「薄く広く」課税するという課税のあるべき方向性とも整合的であり、税制の効率性を高めることにつながる。もっとも、税率引き下げの財源をすべてそうした課税ベースの拡大でカバーするのはハードルが高い。加えて、たとえ実現できたとしても、先述したように、法定実効税率は下がっても、マクロでみた企業の実質的な税負担が変わらないため平均実効税率は変化しないと考えられる。つまり、そもそも課税ベースの拡大は実効税率引き下げの財源確保という観点においては必ずしも最適な選択肢とは言い難い。

⁵ 法人税収を左右する決定的な要因は成長であり、経済成長をすれば法人税収が増えるという関係は見出すことができる。わが国の場合、1%の名目成長率上昇は5%強の法人税収増になると予測できる。

(3) 対象を国税である法人税のみに狭めない議論

第3の議論のポイントは、議論の範囲を国税における法人税という狭い枠組みに初めから狭めるべきではないということである。

まず、地方法人課税の見直しに正面から向き合うことが必要である。わが国の法人実効税率が諸外国と比べて高い理由の1つは、地方法人2税にある。地方において法人所得税を課していない国も多いなかで、わが国の地方法人2税の税率は高い方に位置する。財務省によると、わが国の地方法人2税の法定実効税率は11.9%なのに対して、ドイツは13.7%、米国は8.8%で、英国、フランスではそもそも地方に法人所得税を割り当てていない。この問題は、OECD諸国における地方歳入の構成を比較することでも確認できる(図表4)。わが国の地方歳入全体に占める法人所得課税の割合は7%強であり、その他の税目に比べればあまり高いとはいえないものの、OECD33カ国(除くメキシコ)のなかでは5番目に高い水準である。つまり、わが国では地方の法人課税に対する依存度が高いということである。

伝統的な財政学の理論では、財政には所得再分配、経済安定化、資源配分の3つの機能があり、国と地方の間では、国には所得再分配と経済安定化、地方には資源配分の機能を持たせるのが望ましいとされる。資源配分とは公共的な財・サービスを提供することであり、地方自治体の方が地域のニーズや優先順位の把握という観点で優位性を有すると考えられるためである。こうした考えに依拠すれば、地方税にとってふさわしい性質も自ずと明らかになる。すなわち、①税収の安定性、②税源の均一性、③税源の固定性、である。税収の不安定性は、住民生活に不可欠な財・サービスを安定的に提供することを困難にしかねないし、税源が偏在していると、地方間での財政力格差が生まれ、提供する財・サービスの量や質に著しい開きが生じかねない。また、地域間で移動性の高い課税ベースに対しては課税自主権を行使するのが難しい。こうした条件に加え、佐藤[2011]は、④財政責任、すなわち、非居住者に税負担を転嫁することなく、住民が受益に応じて財政負担を負うことを条件に挙げている⁶。

これら4つの条件に照らすと、法人所得課税は地方税目としてふさわしいとは言い難い。税収が景気の変動によって左右されやすく、税源も東京都に集中するなど地方間の偏在が著しく大きい(図表5)。さらに、法人税の課税対象となる企業(資本)の移動性は高い。投票権を有しない企業に課税することは、住民の受益と負担の意識を希薄化させ、結果的に住民による地方自治体の財政に対する規律づけを働きにくくする恐れがある。

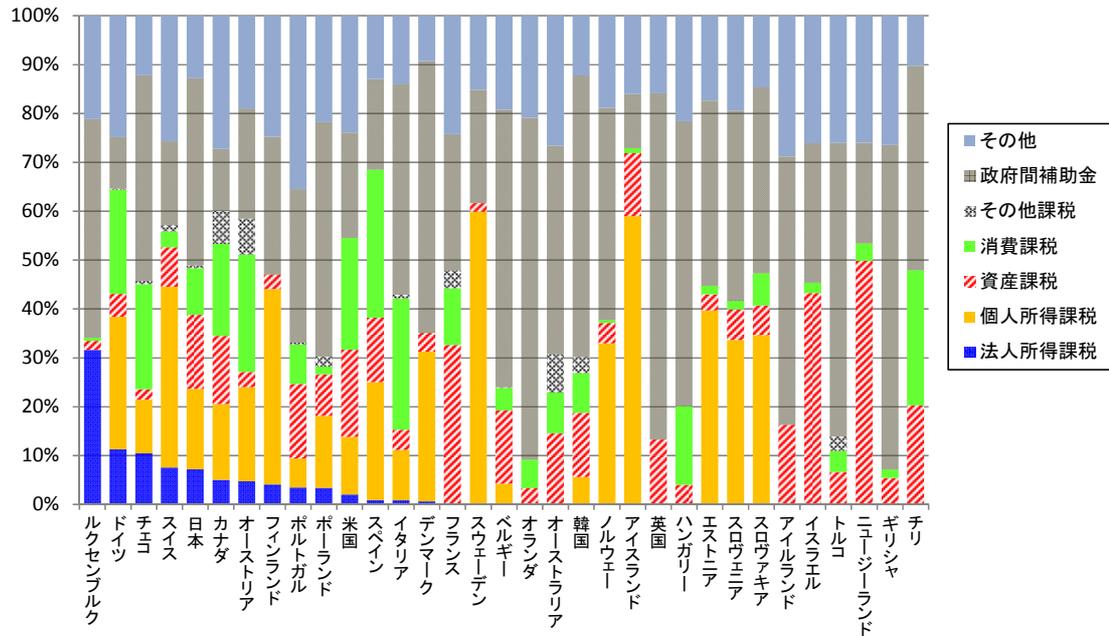
地方が理論上望ましいとはいえない法人所得課税に依存していることの弊害は、本来、地方独自の財源でありながら、地方法人課税による税収を地方間で再分配するという現行制度に表れているといえる。法人実効税率引き下げにあたっては、やはり地方分を優先的に引き下げるべきと考えられ、そのためには国と地方の税源見直しを含む税制全体の抜本改革に踏み込むことが求められよう。

次に、企業負担を社会保険料の事業主負担を含め包括的に捉えることである。しばしば指摘されるように、確かにわが国の法人実効税率はOECD加盟国のなかでも高い方に位置する。もっとも、わが国の立地競争力や企業の国際競争力に影響を及ぼすのは、法人実効税率だけではない。雇用主の社会保険料負担や法人所得課税以外の税負担も含めた総合的な負担率をベースに考える必要があ

⁶ 地方税に望ましい条件に受益性を含めることもある。ただし、図表4からもわかるように、地方には中央からの財政移転が多かれ少なかれ必要であるというのが現実であり、地方内で受益性を完結するよりも、限界的な受益性、言い換えれば限界的な財政責任の方が条件としてより適切であろう。

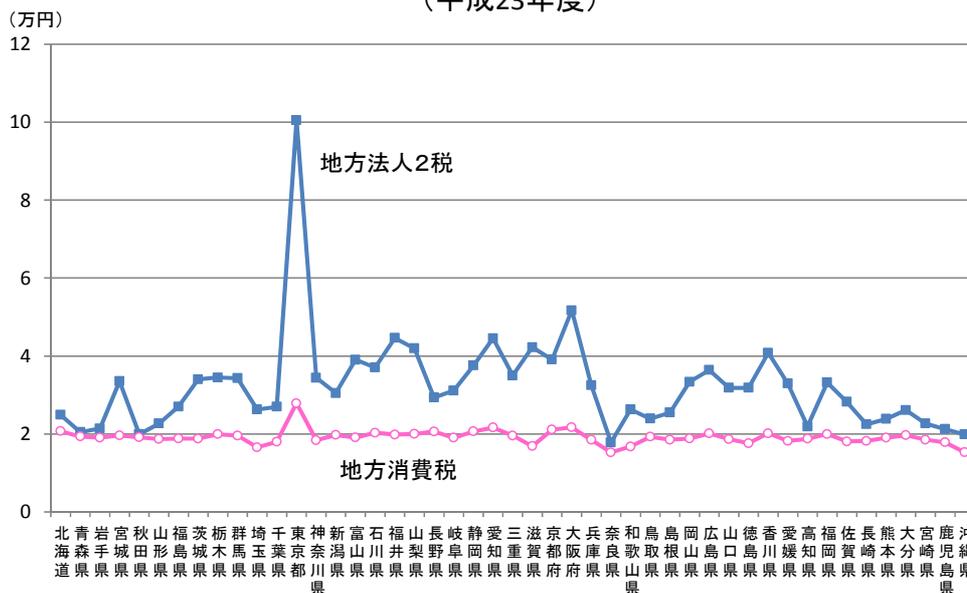
る。とりわけ、雇用主の社会保険料負担については、企業にとって法人実効税率よりも負担が重いケースもあるうえ(図表6)、税と異なり、所得がなくても支払わなければならない。中小企業にとっての負担感はより一層大きいと考えられる。企業負担を総合的に捉えることは、法人実効税率をどれだけ引き下げるべきかを検討するうえでも重要になるだろう。

(図表4)OECD諸国の地方政府の歳入構造(2011年/年度)



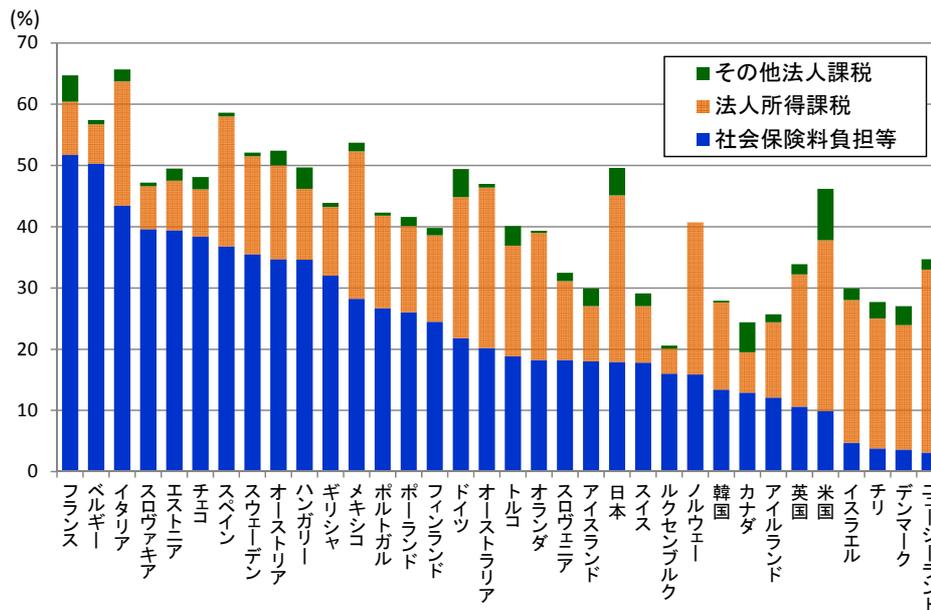
(資料)IMF "Genral government accounts", OECD "National Accounts"をもとに日本総合研究所作成
(注1)政府間補助金は、純受取ベース。
(注2)日本の税収はOECDのデータ。カナダの個人・法人所得はOECDのデータを基に按分。メキシコはデータなし。スイスは2010年の値。

(図表5)都道府県別にみた地方法人2税、地方消費税の一人当たり税額(平成23年度)



(資料)総務省「平成23年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況」「平成23年度における市町村民税収入等の都道府県別所在状況」をもとに日本総合研究所作成

(図表6)OECD加盟国の法人企業の税・社会保険料負担率(2012年)



(資料)The World Bank, "Doing Business 2014"をもとに日本総合研究所作成
 (注)ある企業モデルを想定し、その企業が一定の前提の下で負担する税・社会保険料を計算したもの。

3. おわりに

これまでみてきたように、法人実効税率の引き下げにあたっては、広範、かつ掘り下げた議論が求められる。これらはどれも積年の課題でもあり一筋縄で答えが出るようなものではないが、仮に議論を矮小化し、廃止しやすい租特を廃止して法定実効税率の引き下げをみせるといったように法人税体系の枠内だけに議論をとどめるようなこととなれば、企業の競争力を高め、企業の新陳代謝を促し、経済を活性化させるという本来の目的と矛盾する結果をももたらしかねない。今回の法人税改革の議論を起点とし、より抜本的な改革への着手が期待される。

<参考文献>

- [1] 大野太郎、布袋正樹、佐藤栄一郎、梅崎知恵 [2011] 「法人税における税收変動の要因分解～法人税パラドックスの考察を踏まえて～」 PRI Discussion Paper Series
- [2] 金子宏 [2012] 『租税法』 弘文堂
- [3] 佐藤主光 [2011] 『地方税改革の経済学』 日本経済新聞出版社
- [4] 鈴木将覚 [2010] 「主要国における法人税改革の効果—実効税率の変化に着目して」 『みずほ総研論集』
- [5] 立岡健二郎 [2014] 「租税特別措置の実態と分析～法人税関連租特による減収額は国・地方で最大1.2兆円」 JRI Review
- [6] 橋本恭之 [2012] 「法人税の改革について」 『会計検査研究』
- [7] 森信茂樹 [2010] 『日本の税制 何が問題か』 岩波書店
- [8] Auerbach, A. J., Devereux, M. P. and Simpson, H. [2007] "Taxing Corporate Income" *Reforming the Tax System for the 21st Century*.

- [9] De Mooij, R.A. and Nicodeme, G. [2007] “Corporate Tax Policy and Incorporation in the EU” European Commission Taxation Papers
- [10] De Mooij, R.A. and Nicodeme, G. [2007] “Corporate Tax Policy, Entrepreneurship and Incorporation in the EU” European Commission European Economy
- [11] Devereux, M.P., Griffith R. and Klemm A. [2004] “Why has the UK Corporation Tax Raised so Much Revenue?” The Institute for Fiscal Studies
- [12] OECD [2007] “Fundamental Reform of Corporate Income Tax” OECD Tax Policy Studies No.16
- [13] OECD [2008] “Tax and Economic Growth” Economic Department Working Paper No.620
- [14] Piotrowska, J. and Vanborren, W. [2008] “The Corporate Income Tax Rate–Revenue Paradox: Evidence in the EU” European Commission Taxation Papers
- [15] Sorensen, P.B. [2007] “Can Capital Income Taxes Survive? And Should They?” CESifo Economic Studies

◆ 『日本総研 Research Focus』は、『政策観測』を引き継ぐ形で、政策 이슈、経済動向に研究員独自の視点で切り込むレポートです。